

## 神奈川県観光振興条例の改正骨子案について

## 1 経緯

神奈川県観光振興条例（以下「条例」という。）の附則に基づき、条例の見直し作業を行ったところ、新型コロナウイルス感染症の影響やその他観光をめぐる環境の変化に伴い、必要性及び基本方針適合性において、一部課題が生じたことから、改正を検討する必要があるという結果であったことを令和4年9月の第3回県議会定例会国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告した。

見直し作業の結果を踏まえ、このたび改正骨子案をとりまとめた。

## 2 改正の方向性（見直し調書）

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客が訪れる観光地を選択する基準として、「安心であること」が求められるようになってきていることから、条例において「安心」の観点について理念規定や施策規定に盛り込む。

また、「神奈川県観光振興重点期間」については、観光振興は年間を通じて行う流れがあることや、戦略的な観光需要の分散化が重要となることから、削除する。

## 3 骨子案の内容

- ・ 基本理念（第3条第7項）と魅力ある観光地の形成（第10条第3項）に、「安心」の観点を追加する。
- ・ 神奈川県観光振興重点期間（第19条）を削除する。

## 4 今後の予定

- ・ 令和4年12月 骨子案を国際文化観光スポーツ常任委員会に報告
- ・ 令和5年1月以降 第4回観光審議会にて条例改正について審議
- ・ 令和5年2月 令和5年第1回定例会にて条例改正案を提出
- ・ 令和5年4月 改正条例施行（予定）